

次期宮城県歯と口腔の健康づくり基本計画骨子について

1 計画策定の趣旨・位置付け

次期基本計画策定の趣旨・位置づけは、これまでの計画の趣旨・位置づけに倣い、以下のとおりとする。

- ・平成22年12月に「宮城県歯と口腔の健康づくり推進条例」が制定されたことを受けて、本県における歯科口腔保健全般について、課題や施策の方向性、行政、関係機関等の役割分担を明確にし、県民の歯と口腔の健康づくりを着実に推進するために策定するもの。
- ・宮城県歯と口腔の健康づくり推進条例に規定する基本的な計画とし、県の総合的な健康づくりの指針である「みやぎ21健康プラン」の個別計画と位置付ける。

2 計画の概要

次期計画は、第2期計画の評価結果及び国の「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項（素案）」を基に、以下の概要とする。

※なお、今後公表される「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」が素案から変更があった場合は、変更点に併せた修正を検討する。

➤ 歯科口腔保健推進の方向性（4つの方向性）

改善に向かっているものは取組を継続しながらも、なお一層の取組が必要と考えられる点を重点に据え、本県の歯科口腔保健全体の底上げを目指すという観点から、第2期計画の取組の成果を受け継ぐ形で、次期計画については、以下4つの方向性で中間案を作成する。

方向性1 乳幼児期及び少年期の歯科口腔保健対策の重点化

方向性2 歯周疾患予防対策の強化

方向性3 要介護者、障がい児・者への歯科口腔保健対策の充実

方向性4 施策の推進における連携づくりの推進

➤ 次期計画の中間案等について

別添の目次構成を基に事務局で中間案を作成、第2期計画の評価結果及び国の「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」を反映した内容とする。中間案は8月頃に開催予定の8020運動及び歯科口腔保健の推進に関する検討評価委員会及び11月頃に開催予定の宮城県歯科保健推進協議会により検討・協議を行う。

併せて達成指標についても、上記に併せ見直しを行う。

次期宮城県歯と口腔の健康づくり基本計画 目次構成

歯と口腔の健康づくり基本計画（第1期:H23～H29） 目次構成	歯と口腔の健康づくり基本計画（第2期:H30～R5） 目次構成	歯と口腔の健康づくり基本計画（第3期:R6～） 目次構成
第1章 宮城県歯と口腔の健康づくり基本計画の趣旨 1 計画策定の背景 (1) 宮城県歯と口腔の健康づくり推進条例の公布・施行 (2) 宮城県歯と口腔の健康づくり基本計画の策定 2 計画の位置付け 3 計画期間	第1章 宮城県歯と口腔の健康づくり基本計画の趣旨 1 宮城県歯と口腔の健康づくり基本計画の策定経過 (1) 宮城県歯と口腔の健康づくり推進条例の公布・施行 (2) 宮城県歯と口腔の健康づくり基本計画の策定 2 計画の位置付け 3 計画期間	第1章 宮城県歯と口腔の健康づくり基本計画の趣旨 1 宮城県歯と口腔の健康づくり基本計画の策定経過 (1) 宮城県歯と口腔の健康づくり推進条例の公布・施行 (2) 宮城県歯と口腔の健康づくり基本計画の策定 2 計画の位置付け 3 計画期間
第2章 本県の歯科口腔保健の現状 1 県民の歯科疾患の現状 (1) 幼児の歯科疾患の状況 (2) 学童期・思春期の歯科疾患の状況 (3) 成人の歯科疾患の状況 (4) 高齢者の歯科疾患の状況 (5) 障がい児・者の歯科疾患の状況 2 歯科口腔保健対策の状況 (1) 妊産婦・乳幼児における歯科口腔保健対策 (2) 学校における歯科口腔保健対策 (3) 成人の歯科口腔保健対策 (4) 高齢者の歯科口腔保健対策 (5) 障がい児・者の歯科口腔保健対策		
第3章 歯科口腔保健推進の方向性	第2章 歯科口腔保健推進の方向性	第2章 歯科口腔保健推進の方向性
第4章 歯科口腔保健推進の方策 1 各ライフステージにおける歯科口腔保健 (1) 妊産婦期・乳幼児期 (2) 学童期・思春期 (3) 青年期（概ね19歳～39歳） (4) 壮年期（概ね40歳～64歳） (5) 高齢期（概ね65歳～） 2 障がい児・者における歯科口腔保健 3 食育を通じた歯と口腔の健康づくり 4 計画の達成指標一覧	第3章 各論 1 妊産婦期・乳幼児期（概ね5歳まで） (1) 歯科的特徴 (2) 第1期計画の目標達成状況 (3) 現状 (4) 課題 (5) 課題解決のために県が進めること (6) 課題解決のために団体等に期待される取組 2 学童期・思春期（概ね6歳から18歳まで） (1)～(6) 同上 3 青年期（概ね19歳から39歳まで） (1)～(6) 同上 4 壮年期（概ね40歳から64歳まで） (1)～(6) 同上 5 高齢期（概ね65歳以上） (1)～(6) 同上 6 障がい児・者の歯科保健 (1)～(6) 同上 7 食育を通じた歯と口腔の健康づくり (1) 現状と課題 (2) 課題解決のために県が進めること (3) 課題解決のために団体等に期待される取組 8 口腔保健支援センターによる情報提供や研修の実施 (1) 口腔保健支援センターの設置 (2) 組織体制 (3) 業務内容 (4) 現状 (5) 課題 (6) 課題解決のために県が進めること	第3章 各論 1 妊産婦期・乳幼児期 (1) 歯科的特徴 (2) 第2期計画の目標達成状況 (3) 現状 (4) 課題 (5) 課題解決のために県が進めること (6) 課題解決のために団体等に期待される取組 2 少年期（仮） (1)～(6) 同上 3 青壮年期（仮） (1)～(6) 同上 4 中年期・高齢期（仮） (1)～(6) 同上 5 障がい児・者の歯科保健 (1)～(6) 同上 6 食育を通じた歯と口腔の健康づくり (1) 現状と課題 (2) 課題解決のために県が進めること (3) 課題解決のために団体等に期待される取組 7 口腔機能の獲得・維持・向上に向けた取り組み (1) 現状と課題 (2) 課題解決のために県が進めること (3) 課題解決のために団体等に期待される取組 8 口腔保健支援センターによる歯科口腔保健施策の推進 (1) 口腔保健支援センターの役割 (2) 組織体制 (3) 業務内容 (4) 現状 (5) 課題 (6) 課題解決のために県が進めること 9 大規模災害時の歯科口腔保健に関する事項
	第4章 計画の達成指標一覧	第4章 計画の達成指標一覧
第5章 計画の推進体制と進行管理 1 推進体制 2 進行管理	第5章 計画の推進体制と進行管理 1 推進体制 2 進行管理	第5章 計画の推進体制と進行管理 1 推進体制 2 進行管理
【その他】 ・参考資料 ・用語解説 ・宮城県歯と口腔の健康づくり推進条例 ・歯科保健推進協議会条例 ・平成22年度みやぎ8020運動推進特別事業評価委員会設置要綱 ・みやぎ21健康プラン[改定版 2008～2012]（概要）	【参考資料】 ・ライフステージ別データ ・用語解説 ・宮城県歯と口腔の健康づくり推進条例 ・歯科保健推進協議会条例 ・平成22年度みやぎ8020運動推進特別事業評価委員会設置要綱 ・みやぎ21健康プラン[2013～2022年度]（概要） ・宮城県歯科保健推進協議会委員 名簿 ・8020運動推進特別事業検討評価委員会委員 名簿	【参考資料】 ・ライフステージ別データ ・用語解説 ・宮城県歯と口腔の健康づくり推進条例 ・歯科保健推進協議会条例 ・8020運動及び歯科口腔保健の推進に関する検討評価委員会設置要綱 ・みやぎ21健康プラン[2023～]（概要） ・宮城県歯科保健推進協議会委員 名簿 ・8020運動及び歯科口腔保健の推進に関する検討評価委員会委員 名簿

区分については、国の基本的事項の内容を踏まえて更に検討

※ アンダーライン：第2期計画との相違点

3 計画期間等

計画期間は、

- ✓ 国の「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項（素案）」に係る計画について、計画期間は令和6年度から令和17年度までの12年間とされていること。
- ✓ 宮城県歯と口腔の健康づくり推進条例第9条第6項において概ね5年ごとに見直しをすることとされていること。

を踏まえ、以下の2案から検討する。

（案1）令和6年度（2024）年度から令和11（2029）年度までの6年間

（案2）令和6年度（2024）年度から令和17（2035）年度までの12年間（6年目で中間見直し）

- 今後の「みやぎ21健康プラン」等、県の策定する他の計画の改定状況も踏まえ、それらとの調和も図りつつ中間案の協議に併せ検討していく。

	H23	H24	H25	-	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	-	R10	R11	R12	-	R14	R15	R16	R17
歯科口腔保健の推進に関する基本的事項 (H25～R5)			→										→									
					調査	中間評価					調査	自治体の各プラン策定			調査	中間評価			調査	最終評価 次期プラン策定	自治体の各プラン策定	
												最終評価、 次期プラン策定										
みやぎ21健康プラン 第1次：H14～H22 第1次改訂計画 H20～H24 第2次：H25～R5	→		→										→									
					調査	中間評価					調査	最終評価、 次期プラン策定			調査	中間評価					調査	最終評価、 次期プラン策定
歯と口腔の健康づくり 基本計画 第1期：H23～H29 第2期：H30～R5	(第1期)					(第2期)							(案1)									
	→					→							→									
					調査	評価、 次期計画策定					調査	評価、 次期計画策定			調査	評価、 次期計画策定					調査	評価、 次期計画策定
															(案2)							
															調査	中間評価					調査	最終評価、 次期計画策定

※R6以降は想定

(参考) 今後のスケジュール

	国の基本的事項検討状況	外部検討機関		庁内	
		歯科保健推進協議会	8020運動及び歯科口腔保健の推進に関する検討評価委員会	庁内検討会議	健康推進課
R4年 11月					■計画評価等のための調査
12月	次期基本的事項素案審議				
R5年 1月	次期基本的事項最終案審議		◆第1回会議(令和4年度) 【作業スケジュール】		■調査結果とりまとめ
2月					
3月		◆第1回会議(令和4年度) 【作業スケジュール】			■骨子案作成
4月				庁内関係課との検討・調整	
5月					
6月			◆第1回会議【評価結果】 (6/7開催)【骨子案審議】		
7月	次期基本的事項公表(時期未定)	◆第1回会議【評価結果】 (7/28開催)【骨子案審議】			
8月			◆第2回会議【中間案検討】 【目標項目・数値検討】		■中間案作成
9月					
10月					
11月		◆第2回会議【中間案審議】			
12月					□パブリックコメント
R6 1月			◆第3回会議【最終案検討】		□パブコメ結果集計
2月		◆第3回会議【最終案審議】			■最終案作成
3月	2024年～次期基本的事項開始				